

鳥取市保育所等における業務効率化推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市保育所等における業務効率化推進事業費補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、保育所等に対して補助金を交付することにより、保育士の業務負担の軽減を図り、保育士が働きやすい環境整備を行うことを目的とする。

(補助対象者)

第3条 本補助金の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、保育所、幼保連携型認定こども園及び地域型保育事業所を運営する者とする。

(補助対象事業経費及び期間)

第4条 本補助金の対象となる事業は、保育所等業務効率化推進事業（保育所等におけるICT化推進事業（うち、保育施設等におけるICT導入状況等に関する調査研究事業を除く））（令和5年度補正予算分）実施要綱（令和6年2月1日付けこ成保第33号こども家庭庁成育局長通知別紙）3の（1）に規定する、保育所等における業務のICT化を行うためのシステム（以下「システム」という。）の導入に関する事業とする。

2 本補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前項の事業を実施するために必要なシステムの導入費用、リース料、工事費、報償費、旅費、需用費、役員費、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費とする（消費税及び地方消費税を含む。）。

3 補助対象となる期間は、本補助金の交付決定の日の属する年度の4月1日から3月31日までとする。

(補助金の算定等)

第5条 本補助金の額は、システムの導入施設1か所あたり、補助対象経費の額から本補助金以外の寄附金その他の収入額を控除した額と、別表の第1欄に定める補助基準額を比較して少ない方の額に第2欄に定める補助率を乗じた額（1,000円未満の端数はこれを切り捨てる。）とし、予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

第6条 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額
- (2) 導入システムの内容変更

(実績報告の時期等)

第8条 規則第12条に定める実績報告は、補助事業の完了日又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日と補助事業の完了日が属する年度の3月31日のいずれか早い日までに行わなければならない。

- 2 規則第12条の報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(財産の処分制限)

第9条 規則第16条ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間(同令に定めのない財産については、市長が別に定める期間)とする。

- 2 規則第16条第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 取得価格又は効用の増加価格が30万円以上の機械及び器具
 - (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして市長が別に定めるもの

(収益納付)

第10条 補助対象事業を行った者(以下「補助事業者」という。)は、本補助金の交付に係る事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入があった日から5日以内に、市長にその旨を報告しなければならない。

- 2 前項の場合において、市長がその全部又は一部に相当する額を市に納付するよう指示したときは、補助事業者は、これに従わなければならない。

(消費税仕入控除税額等に係る取扱い)

第11条 補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額(以下「消費税仕入控除税額等」という。)がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 消費税仕入控除税額等がある場合には、これを補助額から減額して交付の申請をする

こと。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(2) 実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額(前号により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を補助金額から減額して報告すること。

(3) 実績報告書を提出した後に当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額(前2号により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を消費税仕入控除税額等報告書(様式第3号)により速やかに市長に報告するとともに、市長からの返還命令があった場合は、それに従うものとする。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、こども家庭局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年12月8日から施行し、平成28年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年9月11日から施行し、令和元年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年8月23日から施行し、令和3年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年9月20日から施行し、令和5年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年8月27日から施行し、令和6年度の補助金から適用する。

別表（第5条関係）

1 補助基準額	2 補助率
<p>A 保育に関する計画・記録に関する機能 B 園児の登園及び降園の管理に関する機能 C 保護者との連絡に関する機能 D キャッシュレス決済に関する機能</p> <p>上記の対象機能のうち、導入する機能数に応じて補助基準額を以下のとおりとする。</p> <p><端末購入等を行わない場合></p> <p>1 機能を導入する場合・・・1施設当たり 200,000円 2 機能を導入する場合・・・1施設当たり 400,000円 3 機能を導入する場合・・・1施設当たり 600,000円 4 機能を導入する場合・・・1施設当たり 800,000円</p> <p><端末購入を行う場合></p> <p>1 機能を導入する場合・・・1施設当たり 700,000円 2 機能を導入する場合・・・1施設当たり 900,000円 3 機能を導入する場合・・・1施設当たり 1,100,000円 4 機能を導入する場合・・・1施設当たり 1,300,000円</p>	4分の3

様式第2号（第6条、第8条関係）

保育所等業務効率化推進事業 収支予算（決算）書

（収入の部）

（単位：円）

科 目	予算額	決算額	差引増減額	摘 要
合 計				

（支出の部）

（単位：円）

科 目	予算額	決算額	差引増減額	摘 要
合 計				

様式第3号（第11条関係）

年 月 日

鳥取市長 様

住 所

団体名

代表者

令和 年度消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付発 第 号により交付決定を受けた鳥取市保育所等における業務効率化推進事業費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、下記のとおり報告します。

記

1 鳥取市補助金等交付規則第12条の2に基づく額の確定額又は事業実績報告額

金 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
（要補助金返還相当額）

金 円

（注）別紙を添付すること。

(別紙)

令和 年度消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書

- 1 施設名
- 2 代表者氏名
- 3 施設の所在地
- 4 補助事業名
- 5 補助金確定額

円

6 仕入控除税額の概要

(1) 補助金の使途の内訳

(単位：円)

区 分	課税仕入			非課税仕入 使用分	合 計
	課税売上 対応分	非課税売上 対応分	共通対応分		
経 費 の 内 訳					
	合 計				

(2) 課税売上割合

(3) 仕入控除税額

(注) 確定申告書の写し等参考となる資料を添付すること。